

君津市条例第 9 号

君津市議会基本条例

私たちのまち君津市は、君津町、小糸町、清和村、小櫃村、上総町の 5 箇町村の合併を経て、新市建設の気運の高まりのなかで、昭和 46 年 9 月に産声を上げた。豊かな自然のなかで、農林漁業を営む中で形成されたコミュニティを中心としたまちは、沿岸部の鉄鋼関連企業の進出に伴って、日本各地から多くの人々が集い、全国に開かれた鉄のまちへと変貌を遂げた。

しかし、近年の我が国における人口減少や少子高齢化の波は私たちのまちにも押し寄せ、人々の価値観の変化などとともに地域コミュニティの希薄化が進行した。また、市制施行直後から積極的に建設が進められた公共インフラの老朽化も進み、学校や公共施設の統合など、これまで経験したことのない事態が新たな課題として私たちの前に立ち現れている。市民の理解を得、市民の英知を結集し、未来志向の建設的な政策提言を行うべき議会の役割はますます大きく、かつ、重くなっている。

このような環境の変化の中で、君津市議会は、議会の活性化と開かれた議会を目指し、情報発信や政策提言を行いながら議会改革に取り組んできた。

今、私たちに求められているのは、二代表制の一翼を担う機関として、市長その他の執行機関と緊張関係を保ちながら自己研鑽に努め、市民との活発な意見交換を図り、議員間の自由討議を進め、合議機関としての機能をより一層発揮していくことである。

私たちの考える二代表制とは、国政とは異なり、執行機関としての市長と議事機関としての議会が共に市民を代表する機関として、それぞれが代表としての役割を果たすことにより、住民自治を推進し、市民福祉の増進を図ろうとする仕組みである。

ここに、君津市議会は、議会及び議員が果たすべき役割とそれを果たすための仕組みを明らかにし、市民の間に存する多様な意見を的確に議会運営に反映させることにより、もって市民福祉の増進と市勢発展を目指すことを決意する。

君津市議会は、この決意を将来にわたり実行していくために不断の努力をしていくことを誓い、君津市議会基本条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民を代表する機関としての市議会がその目指すべき理念を掲げ、

併せて市民福祉の増進を図るために果たすべき役割と任務を明らかにし、もって君津市民の意見、要望、願いを真摯に汲み取った、市民本位の市政運営の実現に寄与することを目的とする。

（市議会の役割等）

第2条 市議会は、市民の負託を受けた議事機関として、二元代表制の下に市長とともに市民を代表して市の公の意思の形成を図り、また、執行機関の行政運営を監視し、より合理的で効率的な市政運営を実現し、市民福祉の増進を図る役割を担う。

2 市議会は、市民の中に存する多様な意見に耳を傾け、市民の意見が議会の会議の中によりよく取り上げられるよう意を用いるものとし、現に解決することが必要な市政上の課題について適切に選択し、市の施策として具現化するよう提言等に努めなければならない。

3 市議会の諸活動は、何人に対しても公平であることを旨とし、かつ、その内容及び過程が市民にとって明らかであるよう努めなければならない。

（定例会の回数等）

第3条 市議会の定例会の回数を定める条例は、市民に身近な議会を実現し、柔軟な議会運営を可能にする観点に立って定められなければならない。

2 市議会は、市政における重要案件に対し、迅速に、かつ、弾力的に対応するため、臨時会の活用について配慮するものとする。この場合において、会議に付すべき事件については、議決事件に限るものではなく、長等の報告を求め、討議又は質問等を行うことを目的とするものであることを妨げない。

（議員の責務）

第4条 第2条に定める市議会の役割を全うするため、議員は、政策形成のための調査研究活動及び市民の意思を把握するための諸活動等に努め、議会における審議・討論に反映させるよう努めなければならない。

2 議員の諸活動は、法令、条例、規則その他の規程を遵守し、かつ、議員としての品格を保持したものでなければならない。

（議員定数等）

第5条 議員の定数を定める条例は、人口規模が同等である他の地方公共団体の状況を基本とし、市域の広狭、合併の経緯並びに市内の各地区における社会、経済及び文化的な諸状況を勘案した上で、市民の各層の民意が的確に反映されると認められることを旨と

して定められなければならない。

- 2 市議会は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）の基本原則にのっとり、地方公共団体の責務を果たすことに努めるものとする。

（情報の公開等）

第6条 市議会の保有する情報は、市議会の諸活動を市民に説明する責務を全うする見地から、君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号）による開示を行うことはもとより、会議の公開等についても積極的に行うものとする。

- 2 市議会は、前項の規定による申請に基づく情報の開示に止まらず、市民に必要又は有益と思われる情報については積極的に適切な情報媒体を作成し、市民に情報提供するよう努めなければならない。

- 3 市議会は、市政における重要な課題について市民の意見を直接に聴取する必要があると認める場合は、課題についての市民説明会及び意見交換会を開くことができる。この場合において、その開催方法等については、別に定める。

（請願及び陳情）

第7条 市議会は、請願及び陳情（以下この条及び第12条において「請願等」という。）について、民意を広く行政に反映させるために極めて重要な機会であることを認識し、真摯に対応しなければならない。

- 2 請願等を審査する常任委員会及び議会運営委員会は、必要があると認めるときは、その請願者等に請願等の趣旨につき、委員会において陳述する機会を与えることができる。
- 3 請願等の取扱いに関する手続については、第1項の趣旨にのっとり、別に定める。

（執行機関に対する政策提言）

第8条 議員は、市政に関し対処しなければならない課題があると認識した場合においては、別に定めるところにより、その課題に対処すべき施策の案の大綱を添えて、執行機関に提言することができる。

- 2 前項の提言は、議員の定数の4分の1以上の者の賛成がなければならない。
- 3 執行機関は、第1項の政策提言があったときには、その提言について真摯かつ誠実に対応しなければならない。

（市政の執行に対する議会の監視権）

第9条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。次条第2項及び第11条において「法」という。）に定める議決権、検査権、監査請求権、調査権その他の市議会に法

令上付与された権限を適切かつ効果的に行使し、市の事務が最少の経費で最大の効果を挙げるものであるか、民意に沿うものであるか等に留意し、真に効果的な執行が行われているかどうかについて監視機能を発揮しなければならない。

- 2 前項の監視機能を全うするため、議員は、各自が緊張感を持ってそれぞれの職分を尽くすよう努力しなければならない。

(政策形成過程の説明等)

第10条 市議会は、別に定めるところにより、議決に付すべき議案及びその他の市政に係る事務で重要と認めるものについて、執行機関の説明をあらかじめ求めることができる。

- 2 議員又は会派（第13条第1項に規定する会派をいう。）は、法第122条及び第233条第5項に定める説明書類のほか、予算の議決及び決算の認定に係る審議に必要と認められる資料及び執行機関の説明をあらかじめ求めることができる。

(質問趣旨等の確認)

第11条 法第121条第1項の規定により議長から出席を求められた説明員（第15条第1項において「説明員」という。）は、議員の質問の趣旨が不明瞭な場合、法令の解釈を誤っていると思われる場合等において、議論の内容を充実させ、及び議論を円滑に進行させるため、当該議員に対し、別に定めるところにより質問の趣旨等を確認することができる。

- 2 前項の確認は、その都度、議長又は委員長の許可を得て行わなければならない。

(議員間討議)

第12条 市議会は、市の事務に関する調査並びに議案及び請願等に係る審査に当たり、議員間に見解の相違があると認められるときは、議員間における討議を行う場を設けることができる。

- 2 前項の討議を行うに当たっては、市議会としての統一的な意思形成を図ることを目的として建設的な議論を交わすことに努めることとし、かつ、市民にとって論点をわかりやすく提示するよう努めなければならない。

- 3 議員間討議の討議者の指名、討議の時間、方法その他実施に関し必要な事項は、別に定める。

(会派)

第13条 議員は、会派（政治的信条等を同じくする議員の任意の集合体をいう。）を結成

することができる。

2 会派は、それぞれ代表者を選定し、政策立案、政策決定、政策提言等について他の会派の代表者と協議、調整を図り、統一的な意思形成を図る場を設けることができる。

3 議員は、会派を結成しないことの故をもって不当に取り扱われることはない。

(委員会)

第14条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、行政が多様化、複雑化していることに伴い、その所管事項について審査の徹底を図り、会議の能率的な議事運営に資するよう努めなければならない。

2 各委員会は、必要に応じて公聴会を開き、参考人の出頭を求める等の方法により、調査又は審査の充実を図るものとする。

3 常任委員会は、その部門に属する市の事務に関する調査を積極的に行うことに努め、各委員会は議会の議決すべき事件のうちその部門に属する市の事務に関するものについての議案提出権を適時適切に行使するよう努めるものとする。

(予算決算に関する委員会審査)

第15条 予算及び決算を審査する委員会は、市政におけるその重要性に鑑み、説明員に対する質疑の充実を図り、市民にとってわかりやすい論点形成に努めるものとする。

2 決算を審査する委員会は、審査における委員会の意見を集約するに当たっては、各委員が意見を述べる場を設けなければならない。

3 予算を審査する委員会は、前年度における決算審査における意見を踏まえ、翌年度の予算審査に十分活かしていくよう努めなければならない。

(政務活動費)

第16条 政務活動費に関する条例は、政務活動費が本市の行政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するものであることに鑑み、その使途の範囲に十分留意し、定められなければならない。この場合において、市議会は、市民への説明責任を果たすため、その支出の透明性を高めていくよう努めるものとする。

(議員研修)

第17条 市議会は、市民の代表機関としての機能を最大限発揮するため、各議員の資質向上を図るための研修の場を積極的に設けるものとする。

2 各議員は、自主的な研修活動に取り組み、資質の向上に努めるものとする。

（議会活動予算の確保）

第 18 条 市長は、予算の調製に当たっては、議会活動の状況及び予定について十分に聴取し、必要な議会活動に係る予算の確保に配慮するものとする。

2 市議会は、前項の予算の調製に当たっての市長に対する説明については、最少の経費で最大の効果を挙げることを旨とし、合理的な経費の算定をもって行わなければならない。

（議員報酬等）

第 19 条 議員報酬及び費用弁償に関する条例は、議員が通常活動するための費用、市の社会・経済情勢及び他市の状況を勘案して社会観念上妥当である額を基本として定められなければならない。

（議会事務局）

第 20 条 市議会は、執行機関に対する監視機能及び公の意思形成機能を発揮するため、議会事務局職員の調査能力、政策立案能力、法務能力等の向上を図るための措置を講じるとともに、議会事務局の組織及び運営の合理化に努めなければならない。

（議会図書室）

第 21 条 市議会は、議会図書室について議員の調査研究に資するための資料の選択に留意し、必要な資料の確保に努めなければならない。

2 議会図書室は、市民が議会活動を理解する場として、また、市政の状況を知る場としての意義を踏まえた運用に努めるものとする。

（継続的な議会改革）

第 22 条 市議会は、市民からの議会に対する要望その他の意見に耳を傾け、社会の各層から提示される議会改革についての提案等を積極的に把握することに努め、市議会がよりよく市民の代表機関としての機能を果たすことができるよう、不断の改革に努めるものとする。

（最高規範性）

第 23 条 この条例は、君津市における議会運営に関する最高規範であり、議会運営に関する条例その他の規程は、この条例に定める理念に従って制定され、運用されなければならない。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。